

2008 年版 真島のわかる社労士
過去問・社会保険編
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 20 年 6 月 9 日
株住宅新報社
法律・資格図書編集部
TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の試験は、平成 20 年 4 月 11 日(金)現在施行の法令等により出題されます。また、試験は、平成 20 年 8 月 24 日(日)に実施されます。

ページ・位置	現行	修正																		
P 11 欄外 Point 肢 C 上 5~6 行目	被保険者のうち、	被保険者(65 歳未満の者に限る)のうち、																		
P 47 一番下に右の内容を追加	<p>特例措置対象被保険者等(被保険者又は被扶養者(現役並み所得者を除く)であって、70 歳~74 歳の者)については、平成 20 年 4 月~平成 21 年 3 月までの間に受けた療養に係る高額療養費算定基準額は次表に定める額とされる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>外来</th> <th>世帯合算(入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">現役並み所得者</td> <td>44,400 円</td> <td>80,100 円 + (医療費 - 267,000 円)×100 分の 1()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般</td> <td>12,000 円</td> <td>44,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>市町村民税 非課税</td> <td rowspan="2">8,000 円</td> <td>24,600 円</td> </tr> <tr> <td>判定基準 所得が「0 円」</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		外来	世帯合算(入院)	現役並み所得者		44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円)×100 分の 1()	一般		12,000 円	44,400 円	低所得者	市町村民税 非課税	8,000 円	24,600 円	判定基準 所得が「0 円」	15,000 円
区分		外来	世帯合算(入院)																	
現役並み所得者		44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円)×100 分の 1()																	
一般		12,000 円	44,400 円																	
低所得者	市町村民税 非課税	8,000 円	24,600 円																	
	判定基準 所得が「0 円」		15,000 円																	
P 50 欄外	A 一部改題	A 法改正により無効																		
P 51 肢 A 解説を右のように修正	<p>無効。70 歳以上の被保険者に係る一部負担金の割合は 100 分の 20 であり、原則としては本肢のとおりであるが、平成 21 年 3 月 31 日までの間は、一部負担金の割合を 100 分の 10 とすることとしているため、本肢の場合の支払額は「6 万円」となる。改正の趣旨に沿った改題ができないため、参考として記載している(法 86 条 2 項)。わかる P550 ほか</p>																			
P 55 肢 A 上 1 行目	70 歳以上の被扶養者()	70 歳以上の被扶養者(1)																		

P 55 肢 A 表中「給付率」 の列 上 1 行目、 6 行目、及び下 1 行目	100 分の 80	100 分の 80 (2)
P 55 欄外 Point 上 1 行目	Point ()	Point (1)
P 55 欄外 Point 一番下に 右の記述を挿入	Point (2) 平成 21 年 3 月 31 日までの間は、100 分の 90	
P 85 肢 A 下 1 行目	100 分の 20 とされる	100 分の 20 (平成 21 年 3 月 31 日まで の間は、100 分の 10) とされる
P 101 肢 B 【保険料率】の 表中「政府管掌 健康保険」の列 下 1 行目	1,000 分の 12.3	1,000 分の 11.3
P 116 問題文 点線囲み内 一番下に右の内 容を追加	したがって、設問の内容及び解説は原則に即したものとなっているが、本書 執筆後において、特例措置対象被保険者等に係る患者一部負担金の据置き(1 割負担)及び高額療養費算定基準額を改定前のものとする経過措置が講じら れたため、当該経過措置による解答のみ別に記載する。	
P 117 一番下 右の記述を追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特例措置対象被保険者等による経過措置に基づく正解</p> <p>A 12,000 円</p> <p>B 28,000 円</p> <p>C 44,400 円</p> <p>D 45,600 円</p> <p>E 40,000 円</p> </div>	
P 118 問題文 1 上 7 行目	2 割となる。	2 割 (平成 21 年 3 月までの間は、100 分の 10) となる。
P 119 【一部負担金の 額】の表中、「負 担割合」の列 上 2 行目	100 分の 20	100 分の 20 (3)
P 119 (2) 下 1 行目	1 割となる。	100 分の 20 (平成 21 年 3 月 31 日まで の間は、100 分の 10) となる。

<p>P 119</p> <p>【70歳未満の者に係る高額療養費算定基準額】の表の上に右の内容を追加</p>	<p>(3) 平成 21 年 3 月までの間は、1 割</p>															
<p>P 145 肢 B 上 3 行目</p>	<p>792,100 円 (19 年度価額) ×</p>	<p>792,100 円 (20 年度価額) ×</p>														
<p>P 145 欄外 Point 肢 E 一番下に右の内容を追加</p>	<p>19 年は 0%</p>															
<p>P 173 肢 E 【脱退一時金の額】の表を右のように修正</p>	<p style="text-align: center;">【脱退一時金の額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対象月数 (保険料納付済期間の月数 + 保険料 1/4 免除期間の月数 × 3/4 + 保険料半額免除期間の月数 × 1/2 + 保険料 3/4 免除期間の月数 × 1/4)</th> <th style="width: 30%;">金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月以上 12 月未満</td> <td style="text-align: right;">43,230</td> </tr> <tr> <td>12 月以上 18 月未満</td> <td style="text-align: right;">86,460</td> </tr> <tr> <td>18 月以上 24 月未満</td> <td style="text-align: right;">129,690</td> </tr> <tr> <td>24 月以上 30 月未満</td> <td style="text-align: right;">172,920</td> </tr> <tr> <td>30 月以上 36 月未満</td> <td style="text-align: right;">216,150</td> </tr> <tr> <td>36 月以上</td> <td style="text-align: right;">259,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>(基準月 (欄外肢 D を参照) が平成 20 年度である場合)</p>		対象月数 (保険料納付済期間の月数 + 保険料 1/4 免除期間の月数 × 3/4 + 保険料半額免除期間の月数 × 1/2 + 保険料 3/4 免除期間の月数 × 1/4)	金額 (円)	6 月以上 12 月未満	43,230	12 月以上 18 月未満	86,460	18 月以上 24 月未満	129,690	24 月以上 30 月未満	172,920	30 月以上 36 月未満	216,150	36 月以上	259,380
対象月数 (保険料納付済期間の月数 + 保険料 1/4 免除期間の月数 × 3/4 + 保険料半額免除期間の月数 × 1/2 + 保険料 3/4 免除期間の月数 × 1/4)	金額 (円)															
6 月以上 12 月未満	43,230															
12 月以上 18 月未満	86,460															
18 月以上 24 月未満	129,690															
24 月以上 30 月未満	172,920															
30 月以上 36 月未満	216,150															
36 月以上	259,380															
<p>P 179 肢 A 最後に右の内容を追加</p>	<p>なお、平成 20 年 3 月分の保険料から、クレジットカードでの保険料支払いが認められている。</p>															

P 191 肢 A 表を右のように 修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保険料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>1 万 3,580 円 × 保険料改定率</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>1 万 3,860 円 × 保険料改定率</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>1 万 4,140 円 × 保険料改定率</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>1 万 4,420 円 × 保険料改定率</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1 万 6,660 円 × 保険料改定率</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度以後</td> <td>1 万 6,900 円 × 保険料改定率</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 20 年度の保険料は、14,420 円 × 0.999 = 14,410 円</p>		年度	保険料月額	平成 17 年度	1 万 3,580 円 × 保険料改定率	平成 18 年度	1 万 3,860 円 × 保険料改定率	平成 19 年度	1 万 4,140 円 × 保険料改定率	平成 20 年度	1 万 4,420 円 × 保険料改定率	平成 28 年度	1 万 6,660 円 × 保険料改定率	平成 29 年度以後	1 万 6,900 円 × 保険料改定率
	年度	保険料月額														
	平成 17 年度	1 万 3,580 円 × 保険料改定率														
	平成 18 年度	1 万 3,860 円 × 保険料改定率														
	平成 19 年度	1 万 4,140 円 × 保険料改定率														
	平成 20 年度	1 万 4,420 円 × 保険料改定率														
	平成 28 年度	1 万 6,660 円 × 保険料改定率														
平成 29 年度以後	1 万 6,900 円 × 保険料改定率															
P 287 肢 E 表中「権利の種類」の欄、下 1 行目	保険給付を受ける権利	保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付を受ける権利を含む）														
P 295 欄外 下 2 行目	（平成 19 年	（平成 20 年														
P 353 肢 E 上 2 行目	同則）	同則 10 条）														

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 11 肢 B 下 1 行目	わかる P . 506	わかる P . 516
P 92 肢 B を右のよう に修正	<p>政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、原則として療養の給付等の主要な給付費及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金に給付費割合を乗じて得た額について、1,000 分の 130、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除く。）及び後期高齢者支援金の 1,000 分の 164、介護保険法の介護給付金の 1,000 分の 164 の額を国庫が補助している。</p>	
P 94 肢 C 上 2 行目及び、 P 95 肢 C 上 1 行目	前期高齢者納付金及び	前期高齢者納付金（前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除く。）及び

P 100 肢 A 上 2 行目及び、 P 101 肢 A 上 1 行目	前期高齢者納付金及び	前期高齢者納付金（前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除く。）及び
P 110 問題文上 3 行目	70 歳に達する日の	65 歳に達する日の
P 177 肢 B 表中「全額免除/ 政令で定める 額」の欄	22 万円 + 扶養親族等の数 × 35 万円	22 万円 + (扶養親族等の数 + 1) × 35 万円
P 197 肢 E 下 1 行目	わかる P . 659	わかる P . 659、 P . 775
P 203 欄外 Point 肢 E 二 つ目 下 2 行目	P 165 を参照	P 173 を参照
P 301 欄外 Point 肢 B 二 つ目を右のよう に修正	平成 19 年 9 月 ~ 平成 20 年 8 月までの原則的な保険料率 : 1,000 分の 149.96	
P 303 肢 C 上 1 行目	平成 18 年度における	平成 20 年度における